

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

借受人のしおり

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

- ★本手引きを申込み希望者等へ再配布することは固くご遠慮ください。
- ★本制度に定める各種様式は本会ホームページにてダウンロードできます。
URL <https://bit.ly/3hmek3w>
- ※『借受人のみなさま』パスワード： k-shikin

目 次

用語の説明	1
第1章 訓練促進資金貸付制度の概要	2
第2章 貸付申込み	5
第3章 貸付決定	7
第4章 貸付金の振込み	8
第5章 貸付契約の解除	9
第6章 返還	10
第7章 返還猶予	12
第8章 返還免除	14
第9章 その他届出	16
第10章 訓練促進資金に関わるQ & A	17
第11章 申込みから返還または返還免除までの各種手続きと流れ	19
資料編	20
(1) 申請書類（記入例）	
(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則	
(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付運営要綱	

用語の説明

この手引きの中で使用する略称及び用語の意味は次のとおりです。

規則	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則
要綱	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付運営要綱
訓練促進資金	特に表示しない場合は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則に基づくもの
訓練促進給付金	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 10 において準用する第 31 条第 2 号に規定する規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金に基づき実施される横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金
未成年者	18 歳未満の方
資格	横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第 5 条に規定されるもの
引き続き従事	月と月の間をあけずに、取得した資格が必要な業務に継続して従事していること
心身の故障	心身機能に著しい障害を受け、働くことを含む自立した社会生活を営むことが非常に困難で、かつそれが概ね 3 年以上継続する状態のこと
他種の養成機関等における修学	高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関を修了し取得した資格に関連があり、より自立の促進が見込まれる資格習得のための修学
横浜市社協	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

第1章 訓練促進資金貸付制度の概要

本章では、訓練促進資金貸付制度の概要について説明します。詳細は該当する各章でご確認ください。

1. 目的【規則第1条】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

3. 貸付対象【規則第3条/要綱第3条】

訓練促進資金の貸付けを受けるには、次の要件を全て満たしていなければいけません。

入学準備金	就職準備金
ア 令和7年度 養成機関に入学した方	ア 令和6年度 養成機関を卒業した方
イ 訓練促進給付金の支給を受ける方	イ 訓練促進給付金の支給を令和6年3月まで受けていた方、または訓練促進給付金の支給終了後も、養成機関を修了する月まで訓練促進給付金の支給要件を全て満たしていた方
ウ 横浜市内に居住している方	
エ 養成機関修了後、横浜市内等において取得した資格が必要な業務に従事する意思を有する方	
オ 外国籍の場合は、申込時点の在留資格が、卒業後取得した資格が必要な業務に従事可能であることが確認できる「永住者」、「定住者」である方	

4. 訓練促進資金の種類及び貸付金額【規則第4条/要綱第4条】

- (1) 入学準備金 50万円以内
- (2) 就職準備金 20万円以内

5. 連帯保証人【規則第5条/要綱第5条】

原則、連帯保証人を立てるものとします。申込者が未成年者の場合は、法定代理人を連帯保証人としてください。連帯保証人の要件は日本国内に居住する貸付け申請時に20歳以上で、原則として65歳未満の独立の生計を営む等、安定した収入がある方で、外国籍の場合は、在留資格が「永住者」である方とし、下記の方は除外します。

- (1) 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている方
- (2) 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している方
- (3) 市町村民税が非課税の方

また、連帯保証人を立てられない場合でも、貸付けを受けることができます。ただし、有利子での貸付けになりますので、次項をご確認ください。

6. 利子【規則第4条/要綱第4条】

利子は連帯保証人の有無で条件が異なります。

- (1) 連帯保証人を立てる場合 無利子
- (2) 連帯保証人を立てない場合 年1パーセント

年利が発生するのは、返還債務の履行猶予期間経過後です。

7. 貸付けの申込み【規則第6条/要綱第6条】

申込みは、横浜市子ども青少年局子ども家庭課を通じてお申込みください。

8. 貸付決定【規則第7条/要綱第7条】

横浜市社協は申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を申込者及び連帯保証人に通知します。

9. 貸付方法【規則第8条】

訓練促進資金の交付は、申込者が指定した金融機関に原則一括で振り込みます。

10. 貸付契約の解除【規則第10条/要綱第8条】

以下に該当する場合は、貸付契約を解除します。

- (1) 養成機関在学中に、訓練促進給付金の受給資格を喪失したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- (4) 借受人が貸付契約の解除を申し出たとき

11. 返還債務の免除【規則第11条、第14条/要綱第9条、第12条】

(1) 全額免除

以下に該当するときは、返還債務の全額について免除を受けることができます。

- ① 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内^{※1}において、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き従事したとき
- ② 上記①の業務に起因する死亡、または心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

(2) 全額または一部免除

以下に該当するときは、返還債務（既に返還された金額を除く）の全額または一部について免除を適用される場合があります。

- ① 死亡、または障害により返還することができなくなったとき^{※2}
- ② 長期間所在不明となっている場合等、返還することが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した時^{※2}
- ③ 上記(1)の①の業務に1年以上従事したとき^{※3}

※1 横浜市内に居住している期間内においては、横浜市内で業務に従事した期間についても、当該従事期間として算入します。

※2 相続人または連帯保証人への請求を行ってもなお、返還が困難であるなど真にやむを得ない場合に限り、個別に適用します。

※3 本人の責による事由により免職された方、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については適用しません。

12. 返還【規則第12条/要綱第10条】

(1) 返還事由

以下に該当する場合は、返還事由が発生した月の翌月から返還しなければなりません。

- ① 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき
- ② 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事しなかったとき
- ③ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意志がなくなったとき
- ④ 業務外の事由により死亡、または障害により業務に従事できなくなったとき

(2) 返還期間は、5年以内とします。

(3) 返還方法は、月賦または半年賦、年賦の均等払いによります。一括または繰上げ返還も可能です。なお、振込手数料は借受人の負担となります。

13. 返還債務の履行猶予【規則第13条/要綱第11条】

以下に該当する場合は、その事由が継続している期間、返還猶予を受けることができます。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成機関に在学しているとき
- (2) 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関等において修学しているとき^{※4}
- (3) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に従事しているとき
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還債務の履行ができないと認められるとき

※4 他種の養成機関等において修学するためには、借受人がその資格を取得することで、生活の安定と自立の促進により効果的であると横浜市社協会長が認めたものに限りします。

14. 届出義務【規則第 15 条/要綱第 13 条～第 16 条】

以下に該当する場合は、届出が必要です。

- (1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 借受人が従事先を変更したとき
- (4) 借受人が従事を辞めたとき
- (5) 借受人が死亡したとき

15. 即時返還【規則第 16 条/要綱第 17 条】

以下に該当した場合は、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部または一部につき、即時返還を請求します。

- (1) 即時返還事由
 - ① 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
 - ② 訓練促進資金を貸付けの目的外で使用したとき
 - ③ 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
 - ④ 返還計画に基づく返還を行わない行為を 2 度繰り返したとき
- (2) 返還期限及び返還方法は横浜市社協が定めます。

16. 借受人等の責務【規則第 17 条】

借受人は生活支援及び就労支援機関等による就労支援により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければなりません。

17. 延滞利子【規則第 18 条/要綱第 20 条】

借受人が正当な理由なく、訓練促進資金を返還期限までに返還しなかったときは、遅滞日数に応じ、遅滞元金に対し貸付契約時の法定利率（令和 3 年度時点 3 %）の割合で延滞利子を徴収します。

第2章 貸付申込み

訓練促進資金の貸付申込みは、横浜市こども青少年局子ども家庭課を通じて行ってください。

1. 申込書類

(1) 申込書類の配布・受付

横浜市こども青少年局 子ども家庭課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電話 045-671-2390

(2) 申込書類の作成・提出期限等

① 申込者は、以下の書類を作成し、添付してください。

入学準備金	就職準備金
≪ 共通 ≫ 1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申込書（様式第1号） 2. 個人情報の取扱いについて（様式第2号） 3. 個人情報の取扱いについて（横浜市指定様式）	
	≪ 上記に加え ≫ 4. 養成機関の修了を証明する書類（卒業証明書等） 5. 資格の取得を証明する書類（資格証の写し等）

② 書類作成上の注意点

- ア 申込みは「入学準備金」、「就職準備金」それぞれ事由が発生したときに、お申込みください。同時に両方の資金を申し込むことはできません。
- イ 連帯保証人については貸付決定した後、改めて詳細情報を提出いただきますが、貸付決定した場合の貸付金の利子にかかわりのある項目になりますので、連帯保証人の要件をご確認の上、必要事項をご記入ください。
- ウ 「就職準備金」を申し込む際、資格証や免許証が届いていない場合は、登録済証明書を添付してください。ただし、後日資格証等の写しを提出していただく必要があります。
- エ 貸付申込書の「親権者又は未成年後見人」欄は、法定代理人が複数名いる場合は、全員の同意が必要です。
- オ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し訂正印を押印してください。

③ 申込み期間

- ア 入学準備金：養成機関に入学した月を含めて6か月以内
- イ 就職準備金：養成機関を修了し、資格試験に合格した月を含めて6か月以内
- ※申込締切日が休日の場合は、翌営業日を締切り日とします。

2. 申込みにあたり留意点

(1) 申込者が未成年の場合

法定代理人のうち1名を連帯保証人に立ててください。ただし、その法定代理人が連帯保証人の除外要件に該当する場合は、「債務を弁済する資力」を有するとみなされないため、実質連帯保証人不在となり、有利子による貸付けとなります。

(2) 利子

貸付金の利子は、返還債務の履行猶予期間経過後から発生し、履行猶予期間中は無利子です。そのため、養成機関卒業後、返還免除となる業務に一定期間従事し、返還免除を受けた場合は、利子は発生しません。

3. 他の奨学金・給付金制度等との併用について

- (1) 日本学生支援機構・日本政策金融公庫
併用が可能です。ただし、高等教育の修学支援新制度は併用不可です。
- (2) 専門実践教育訓練給付金（雇用保険制度）
訓練促進資金（入学準備金）との併用はできません。ただし、訓練促進資金（就職準備金）との併用は可能です。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金
併用が可能です。ただし、資金の種類や、訓練促進給付金の受給期間中であるかどうかなど、条件によっては貸付けが制限される場合があります。詳しくは居住する区の区役所（福祉保健センター）こども家庭支援課でご相談ください。
- (4) 生活福祉資金（教育資金就学支度費等）
原則、他制度優先のため併用できません。ただし、養成機関へ学納金を納めなくてはならない時期に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（入学準備金）」の資金が間に合わない、又は使途の異なる費用が必要な場合等は、居住する区の区社会福祉協議会へご相談ください。

第3章 貸付決定

訓練促進資金の貸付申込みの内容を審査の上、貸付けの可否を決定し、その結果を通知します。

1. 決定通知書の交付

申込者へ「貸付承認（または不承認）決定通知書」を送付します。

2. 契約書類の交付

貸付けが決定した申込者（以下「借受人」という）に、下記書類を送付します。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式第3号）
- (2) 重要事項説明書（様式第4号）
- (3) 振込口座届（様式第5号）
- (4) 連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第6号）※6

※6 連帯保証人を立てる方のみ、ご提出ください。

3. 借受人に対する説明会の開催

借受人に対し、事業の概要及び返還免除の承認決定、もしくは全額返還が完了するまでの各種手続きについてご説明します。借受人は必ず説明会にご出席ください。

ただし、入学準備金借入時に説明会へ出席した方は、就職準備金借入時の出席は不要です。

第4章 貸付金の振込み

貸付決定後、借受人から契約書類が提出されたことをもって、貸付金を振込みます。決められた期日までにご提出ください。

1. 契約書類

(1) 契約書類の作成

借受人は、以下の書類を作成し、添付してください。

提出書類	提出が必要な方
1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式第3号）	借受人
2. 重要事項説明書（様式第4号）	借受人
3. 振込口座届（様式第5号）	借受人
4. 振込口座の通帳の写し	借受人
5. 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）	借受人 法定代理人※7 連帯保証人※8
6. 住民票（発行後3か月以内のもの）	借受人（世帯全員分） 法定代理人※7（ご本人分のみ） 連帯保証人※8（ご本人分のみ）
7. 連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第6号）	連帯保証人※8
8. 前年の収入に係る課税状況を証明する書類（課税証明書）	連帯保証人※8

※7 借受人が未成年の場合は、法定代理人（複数名いる場合は全員）の分が必要となります。

※8 連帯保証人を立てる場合は、ご用意ください。

(2) 書類作成上の留意事項

- ① 署名・捺印について、「借受人」「法定代理人」「連帯保証人」それぞれ自らが行ってください。
- ② 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書」は印紙税法に規定する消費賃借契約書であることから、貸付金額に応じて収入印紙を貼付し、消印（借受人または連帯保証人）を押してください。

貸付金額	収入印紙額
10万円を超え、50万円以下	400円
10万円以下	200円

- ③ 「振込口座届」の口座は、借受人名義のものに限ります。
- ④ 「振込口座の通帳の写し」は、上記振込口座届に記入した事項が確認できるものを添付してください。
- ⑤ 「住民票」は、マイナンバーの記載がないものをご提出ください。借受人は世帯を一にする世帯全員分のものが必要となります。
また、外国籍の場合、在留資格・在留期間の記載があるものをご提出ください。

(3) 提出期限

契約書類（様式）がお手元に届いてから2週間程度。詳しくは契約書類送付の際、お知らせします。

2. 資金の振込時期

借受人から契約書類を受領したのち、約2週間後、貸付決定した金額を一括で振込みます。ただし、前述の説明会への不参加、契約書類の不備等がある場合は、振込みは延期されます。

第5章 貸付契約の解除

借受人が以下の状況となった場合、貸付契約は解除されます。原則として、貸付けした訓練促進資金は契約解除の通知を受けた翌月から返還となりますので、借受人は届出等必要な手続きを速やかに行ってください。

1. 貸付契約の解除

(1) 契約解除の事由・提出書類

契約解除の事由	提出書類
1. 養成機関在学中に、訓練促進給付金の受給資格を喪失した※9	貸付契約解除届
2. 死亡した	死亡届 医師の死亡診断書
3. 貸付契約の解除を申し出た	貸付契約解除届
4. その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められる	状況に応じて、指定した証明書類

※9 受給資格を喪失したのち、再度受給資格を取得した場合でも、契約解除は取り消されません。

2. 契約解除後の返還または返還猶予・免除の手続き

(1) 返還手続き

貸付契約が解除となった場合、原則として返還となります。「返還の章」をご参照ください。

(2) 返還の履行猶予手続き

契約解除後も養成機関に在学する場合は、卒業まで返還を猶予することができます。「返還猶予の章」をご参照ください。

(3) 貸付金の免除手続き

借受人が死亡した場合や、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなった場合は、原則返還ですが、状況により返還すべき貸付金の全部または一部免除の申請をすることができます。「返還免除の章」をご参照ください。

3. 書類の提出

- (1) 借受人は貸付契約解除の事由が発生した場合、速やかに必要な届出等を提出してください。
- (2) 横浜市社協は届出に基づき、契約解除を決定し、その旨借受人に通知します。

第6章 返還

原則として、貸付けした訓練促進資金は返還が必要な資金です。返還手続きは速やかに行ってください。

ただし、返還猶予及び返還免除を受けることができる場合はこの限りではありません。

1. 返還の事由

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成機関卒業後、資格を取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務に従事しなかった、またはその業務に従事する意思がなくなったとき
- (3) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2. 返還方法

- (1) 返還方法
月賦または半年賦、年賦による均等払いとします。一括払い、または繰上げ返還も可能です。振込手数料は借受人負担です。
- (2) 返還期間
最長5年以内
- (3) 返還開始時期
横浜市社協が返還通知を発出した日の属する月の翌月から
- (4) 返還先口座

金融機関名	ゆうちょ銀行	支店名	〇二九
種類	当座	口座番号	0086652
口座名義	フク) ヨコハマシシャカイフクシキョウギカイ		
	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会		

振込みの際、「振込依頼人名」に借受人番号・氏名を必ず記入してください。

- (5) 延滞利子
正当な理由なく、返還期限までに貸付金を返還しない場合、延滞利子を徴収します。延滞利子は遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%の割合で加算した額とします。
- (6) 返還手続き
 - ① 返還事由発生後1か月以内に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書」を提出してください。
 - ② 提出された返還計画書を審査し、横浜市社協が決定した返還計画を通知します。

3. 返還計画書の作成

- (1) 1回あたりの返還額に端数が生じた場合は、初回の返還額に加算してください。
- (2) 返還期限

返還方法	初回の返還期限	2回目以降の返還期限
月 賦	返還が開始された月の末日	毎月末日
半 年 賦	返還が開始された月の末日	初回返還月から6か月ごとの末日
年 賦	返還が開始された月の末日	初回返還月から1年ごとの末日

<返還計画記入例>

入学準備金 50 万円と就職準備金 20 万円を借入れた場合

借入総額： 70 万円

返還開始日： 令和 4 年 4 月 1 日

返還期間： 60 か月（5 年）まで

最終返還期限： 令和 9 年 3 月 31 日

返還方法	返還額／一回	返還回数	返還期限
月賦	11,660 円 (初回 12,060 円)	60 回	毎月末日
半年賦	70,000 円	10 回	毎年 4 月 30 日・10 月 31 日
年賦	140,000 円	5 回	毎年 4 月 30 日

(3) 書類作成上の留意点

連帯保証人がいない場合、貸付金の利子が発生しますが、借受人が作成する返還計画には利子を含まず計算してください。横浜市社協が決定する返還計画書において利子を含めた金額をお示しします。

【参考 利子支払いの目安】

月賦 11,660 円×60 回（5 年返済）の場合

簡易返還計画シミュレーション 1

		明細合計		700,000	計算利子		17,791		
返還総額	700,000	回数	返還予定年月	返還予定年月日	元金	返還予定累計額	返還予定残額	振替手数料	利息
返還方法	1:月賦	1	2020/04	2020/04/30	12,060	12,741	705,050	0	681
返還開始月	2020/4	2	2020/05	2020/06/01	11,660	24,691	693,100	0	290
返還回数	60	3	2020/06	2020/06/30	11,660	36,641	681,150	0	290
端数単位(円)	10	4	2020/07	2020/07/31	11,660	48,591	669,200	0	290
端数	1:初回	5	2020/08	2020/08/31	11,660	60,541	657,250	0	290
月返還日	99:月末	6	2020/09	2020/09/30	11,660	72,491	645,300	0	290
休日対応	2:翌営業日	7	2020/10	2020/11/02	11,660	84,441	633,350	0	290
振替手数料		8	2020/11	2020/11/30	11,660	96,391	621,400	0	290
貸付利子計算	1:する	9	2020/12	2021/01/04	11,660	108,341	609,450	0	290
利子端数単位(円)	10	10	2021/01	2021/02/01	11,660	120,291	597,500	0	290
平均金額	11,667	11	2021/02	2021/03/01	11,660	132,241	585,550	0	290

半年賦 70,000 円×10 回（5 年返済）の場合

簡易返還計画シミュレーション 2

		明細合計		700,000	計算利子		19,250		
返還総額	700,000	回数	返還予定年月	返還予定年月日	元金	返還予定累計額	返還予定残額	振替手数料	利息
返還方法	2:半年賦	1	2020/04	2020/04/30	70,000	71,970	647,280	0	1,970
返還開始月	2020/4	2	2020/10	2020/11/02	70,000	143,890	575,360	0	1,920
返還回数	10	3	2021/04	2021/04/30	70,000	215,810	503,440	0	1,920
端数単位(円)	10	4	2021/10	2021/11/01	70,000	287,730	431,520	0	1,920
端数	1:初回	5	2022/04	2022/05/02	70,000	359,650	359,600	0	1,920
月返還日	99:月末	6	2022/10	2022/10/31	70,000	431,570	287,680	0	1,920
休日対応	2:翌営業日	7	2023/04	2023/05/01	70,000	503,490	215,760	0	1,920
振替手数料		8	2023/10	2023/10/31	70,000	575,410	143,840	0	1,920
貸付利子計算	1:する	9	2024/04	2024/04/30	70,000	647,330	71,920	0	1,920
利子端数単位(円)	10	10	2024/10	2024/10/31	70,000	719,250	0	0	1,920
平均金額	70,000								
月賦の場合									
月固定額									
半年賦の場合									
返還月 1	4								
返還月 2	10								

4. その他

借受人または連帯保証人が以下に該当すると認められたときは、返還期限が到来していない場合でも即時返還を請求します。なお、返還期限及び方法は横浜市社協が指定します。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 訓練促進資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 規則に定める各種手続きを怠ったとき
- (4) 返還計画に基づく返還を行わない行為を 2 度繰り返したとき

第7章 返還猶予

借受人が次のような状況にある場合、返還猶予を受けることができます。返還猶予を受けるには、申請が必要となります。

1. 返還猶予

(1) 返還猶予の事由（借受人の状況）・提出書類

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書に以下の書類を添付の上、申請してください。

返還猶予の事由と期間（最長）		提出書類
◆ 在学中※10		
1. 貸付契約解除後も在学	卒業する月まで	養成機関在学届 在学証明書
2. 卒業後、他種の養成機関等に在学	卒業する月まで	
◆ 卒業時（資格が必要な業務に従事する意思有）		
3. 資格試験を再受験	1年以内	卒業証明書
4. 就職先内定後、就職待機中	1年以内	卒業証明書 資格証(写) 内定通知書(写)
5. 取得した資格が必要な業務に従事	5年間	卒業証明書
6. 取得した資格が必要な業務に従事する意思があり、求職中	1年以内	資格試験合格通知(写) 資格証(写)
7. 出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る	卒業月の翌月から子が2歳になる月まで	医師の証明書またはそれに準ずる書類 卒業証明書 資格証(写)
◆ 資格が必要な業務に従事中		
8. 人事異動により、当該業務に従事できなくなった	2年以内	当該事実を証明する書類
◆ 退職後（資格が必要な業務に再就職する意思有）		
9. 出産・育児のために退職	退職月の翌月から子が2歳になる月まで	医師の証明書またはそれに準ずる書類
10. 疾病・負傷の療養のために退職	退職月の翌月から医師が療養期間とした月まで	医師の診断書
◆ その他		
11. 災害等やむを得ない理由により返還ができないと認められる	1年以内	当該事実を証明する書類

※10 在学中に、停学等に処された場合は随時状況を報告してください。

(2) 猶予期間

申請書の「申請期間」欄は、表中に記載のある最長期間を記入することができます。その場合は、毎年1回、猶予事由が継続していることの確認を行います。確認に関わる手続きについては、その都度、横浜市社協から通知します。

(3) 猶予期間の延長

- ① 引き続き猶予事由が発生した場合、再度申請を行うことができます。
- ② 退職し疾病・負傷の療養をしている場合で、猶予期間満了後も引き続き療養が必要であると医師が診断した場合には、猶予期間を延長することができます。

2. 返還猶予期間の終了または返還猶予の事由の消滅

返還猶予の期間が終了した、または返還猶予の事由が期間の終了前に消滅した場合は、返還または返還免除の手続きが必要となります。

3. 返還猶予申請の手続き

- (1) 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書」に必要書類を添付し、提出してください。
- (2) 横浜市社協は申請内容を審査し、その可否を借受人に通知します。

4. その他

借受人は、返還免除の承認決定を受けるか、返還完了まで債務を負っていることになります。指定された期日までに手続き等が行われない場合、在学する養成機関や従事先の事業所等に在籍確認又は借受人及び連帯保証人に対し、貸付金の返還手続きを行う場合があります。

第8章 返還免除

借受人が次のような状況となった場合、返還免除を受けることができます。返還免除を受けるには、申請が必要です。

1. 返還免除

(1) 返還免除の事由・提出書類

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書に以下の書類を添付の上、申請してください。

返 還 免 除 の 事 由 と 免 除 額 の 範 囲	提 出 書 類
◆ 全額免除 1. 卒業後、1年以内に就職し、横浜市等 ^{※11} において取得した資格が必要な業務に引き続き5年間従事した	業務従事届
2. 業務に起因する死亡または心身の故障のため業務を継続できなくなった	労働災害の認定を証明する書類 死亡届 死亡の事実を証明する書類 医師の診断書
◆ 全額または一部免除^{※12} 3. 死亡、または障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなった	死亡届 死亡の事実を証明する書類 医師の診断書
4. 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難と認められる場合で、履行期限到来後に返還請求した最初の日から5年以上経過した時	当該事実を証明する書類
◆ 一部免除^{※13} 5. 取得した資格が必要な業務に1年以上従事した	業務従事届 返還計画書

※11 ただし、横浜市に居住している期間内においては、横浜市外で業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入できます。

※12 これらによる返還免除は、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用するものです。

※13 これによる返還免除は、本人の責による事由により免職された方、特別な事情なく恣意的に退職した方等には適用致しません。

(2) 業務の従事により返還免除を受ける際の留意事項

- ① 従事期間の開始
取得した資格が必要な業務に従事した期間であり、資格登録の属する月から
- ② 所定の従事期間
5年間
- ③ 「継続して従事」の意味
月と月の間をあけずに従事していること
注) 転職する場合、退職日の属する月の翌月に新たな従事先に入職している必要があります。
注) 月1日以上勤務があれば、当該月は勤務しているとみなします。
- ④ 必要最低労働時間
1週間の所定労働時間が20時間以上（有給休暇含む）
- ⑤ 従事期間に含めることができる休暇等・期間
ア 従事先法人・事業所で定められている休暇等のうち以下に該当するもの

休暇等の種類と期間 ^{※14} （最長）		提 出 書 類 ^{※15}
出産休暇・育児休業	出産休暇に入る月の翌月から出産休暇又は育児休業が終了するまで	休暇等を取得していることを証明する書類、医師の診断書
介護休業	介護休業を開始する月の翌月から介護休業を終了するまで	休業を取得していることを証明する書類
病気休職等	休職等を開始した月の翌月から医師が必要と診断した期間	医師の診断書または休職等を取得していることを証明する書類

※14 各種休暇等に入る日が月の初日である場合は、「休暇等に入る日の属する月から、当該休暇等が終了するまで」の期間とします。

※15 業務従事届に添付し、提出してください。なお、書類は従事先法人または医師が発行したものとします。

イ 再就職のための求職活動期間

(7) 求職活動期間・提出書類

求職活動の状況と期間（通算）		提出書類
取得した資格が必要な業務に従事したが、一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている	1年以内	業務廃止届 求職活動状況報告書※17 その他当該事実を証明する書類

※17 求職活動期間中は、毎月10日までに前月分の求職活動状況を報告する必要があります。

(イ) 求職活動の内容とその証明

上記(7)の提出書類に加え、活動内容により当該証明書類を添付してください。

- a 求人への応募
面接日程の通知文、合否決定通知、採用通知等
- b 公共職業安定所等が行う職業相談・職業紹介
活動を行ったことを証明する書類、求職活動状況確認票（様式第18号）等
- c 職業訓練等を受講
公共職業安定所長が発行した職業訓練受講指示書、職業訓練の修了証等

(ウ) 求職活動を行う際の留意事項

- a 求人情報の閲覧のみでは、求職活動と認められません。
- b 「公共職業安定所等」とは、公共職業安定所、ハローワーク、地方公共団体、ひとり親サポートよこはまを指します。求職活動を証明するためには上記担当者または就職希望先の担当者の発行する証明書類、または求職活動状況確認票（様式第18号）への担当者印が必要となります。

2. 一部免除を受ける際の留意事項

返還免除の事由5に該当する場合、以下の方法で免除額を算定します。

免除額 = 借入額 × (従事月数 ÷ 60)

「従事月数」が12か月未満の場合は、一部免除の申請ができません。

3. 返還免除申請の手続き

- (1) 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書」に上記必要書類を添付し、提出してください。なお、一部免除により返還が生じる場合は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書」の提出も必要です。
- (2) 横浜市社協は申請内容を審査し、その可否を借受人に通知します。

第9章 その他届出

返還猶予期間中、借受人や連帯保証人に以下の事由が生じた場合には、届出を行う必要があります。

1. 届出が必要な事由

(1) 届出の事由・提出書類

届出の事由	提出書類
1. 借受人または連帯保証人の住所・氏名等に変更があった	住所・氏名等変更届 住民票
2. 連帯保証人の変更を行う必要がある	連帯保証人申請書兼連帯保証書 新たな連帯保証人の住民票、印鑑登録証明書
3. 従事先を変更した（法人内異動含む）	従事先変更届兼業務従事証明書 人事異動等によりやむを得ず横浜市外勤務となった場合は、当該事実を証明する書類※18
4. 従事を辞めた※19	業務廃止届
5. 借受人が死亡した※20	死亡届 死亡の事実を証明する書類
6. 振込口座を変更した	振込口座届

※18 状況によって、返還猶予手続きが必要となります。

※19 状況によって、返還手続きまたは求職活動状況の証明等が必要となります。

※20 状況によって、返還または返還免除手続きが必要となります。

(2) 届出に伴う各種手続き

上記のとおり、届出事由により返還、返還猶予、返還免除の手続きが必要な場合がありますので、ご注意ください。

2. 届出の手続き

- (1) 返還猶予期間中に届出が必要な事由が発生した場合、速やかに所定の届出等を提出してください。
- (2) 届出の受理をもって手続きの完了とします。

第10章 訓練促進資金に関わるQ & A

《 申込みについて 》

Q1. 申込書はどこで受け取れますか？

A1. 横浜市こども青少年局 こども家庭課（電話045-671-2390）にて配布しています。申込み時の事前相談にも対応しています。

Q2. 高等職業訓練促進給付金の申込み資格がないと申込みませんか？

A2. お申込みいただけません。高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方が対象となる貸付事業です。

Q3. 入学金を既に支払ってしまったが、入学準備金を申し込むことはできますか？

A3. 入学金支払い後でもお申込みいただけます。

Q4. 入学準備金と就職準備金の両方を申し込みたいのですが、一度に申し込みますか？

A4. 入学準備金と就職準備金の申込み要件は異なるため、養成機関入学後6か月以内に入学準備金を、養成機関を卒業し、資格試験合格後6か月以内に就職準備金をお申し込みください。

Q5. 就職準備金の申込書類に「資格の取得を証明する書類」とありますが、申込み時点で資格証（免許証）が手元に届いていません。その場合は、取得資格の「登録済証明書」の写しでもよいですか？

A5. 申込み期限までに資格証が手元に届かない見込みの場合等は、登録済証明書など、免許の登録が済んでいることが分かる書類でお申込みいただけます。ただしその場合は、後日、資格証の写しを提出する必要があります。

Q6. 未成年者の申込みには、法定代理人の同意が必要とあります。父母（親権者）どちらか一方の同意でよいですか？

A6. 両名の同意が必要です。法定代理人が複数名いる場合は、全員分の同意が必要となります。

Q7. 生活福祉資金でお金を借りていますが、訓練促進資金の借入申込みもできますか？

A7. 生活福祉資金は他制度優先の原則があるため、同時期に同目的の併用は不可能です。詳細は「貸付申込みの章」をご確認ください。なお、すでに利用している貸付制度等がある場合は、お問い合わせください。

Q8. 専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」（雇用保険制度）の受給手続きを養成機関入学前から進めています。しかし、入学時の資金が不足しているため、訓練促進資金（入学準備金）を申し込みたいのですが併用は可能ですか？

A8. 専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」と訓練促進資金「入学準備金」は併用できません。ただし、訓練促進資金「就職準備金」は併用可能です。

Q9. 連帯保証人は親になってもらう予定だが、年金受給者でも連帯保証人になれますか？

A9. 連帯保証人の要件を、「行為能力者であり、債務を弁済する資力を有する成年者」としています。具体的には、前年の収入に対し課税されていることを確認する必要があります。また、国税等の徴収猶予等の処分を受けている方や生活保護法による扶助を受給されている方は連帯保証人として認められません。

Q10. 連帯保証人を立てられないのですが、その場合、借入金の利子はいつから発生しますか？

A 10. 貸付契約期間（養成機関在学中）や取得した資格が必要な業務に従事している期間等は利子が発生しません。返還事由が発生した日の属する月の翌月分から利子（年利 1 %）が発生します。

Q 11. 近親者で連帯保証人になってもらえる人がいません。勤務先の法人に連帯保証人となってもらうことはできますか？

A 11. 法人や保証会社等を連帯保証人にすることは想定していません。個人の方を連帯保証人として立ててください。連帯保証人がいない場合は、有利子での貸付となります。

《 貸付契約について 》

Q 12. 養成機関在学中に、結婚（事実婚を含む）によりひとり親でなくなったため、高等職業訓練促進給付金の受給資格を失いました。入学時に借入れた入学準備金は返還しなければいけませんか？

A 12. 貸付契約の解除となりますので、全額返還となります。ただし、養成機関在学中は返還猶予の申請を行うことができます。

Q 13. 養成機関在学中に、ひとり親でなくなったため、高等職業訓練促進給付金の受給資格を失ったが、その後諸事情により給付金の受給資格を再取得した。貸付契約の解除を取り消してほしい。

A 13. 一度貸付契約の解除を通知された場合、その取り消しを行うことはありません。返還手続き、または返還猶予手続きを行ってください。

《 返還の履行猶予について 》

Q 14. 資格取得後、就職をしましたが、出産のため一度退職することになりました。復帰をする予定ですが、すぐにお金を返さなくてははいけないのでしょうか。

A 14. 返還の履行猶予を申請することができます。ただし、返還猶予申請書（様式第 9 号）に再就職を目指す旨を記入し、医師の診断書等を添付の上、申請してください。なお、履行猶予の最長期間はお子様が 2 歳になる月までとします。

《 返還の免除について 》

Q 15. 資格取得後、就職をし、5 年が経過しました。その間勤務先の制度を利用し、産休及び育休を取得しました。業務の従事期間に含めてよいですか？

A 15. 雇用が継続中で、産休等を取得した場合は、業務の従事期間に含めることができます。休暇等を取得する場合は、その休暇等の取得を証明する書類を提出いただく必要があります。

Q 16. 資格取得後、就職をし、3 年目を迎えました。近々結婚する予定なのですが、その場合は返還となりますか？仕事は継続する予定でいます。

A 16. 5 年間引き続き取得した資格を必要とする業務に従事すれば返還の免除を受けることができます。

Q 17. 求職活動中ですが、どのくらいの頻度で活動を行う必要がありますか？

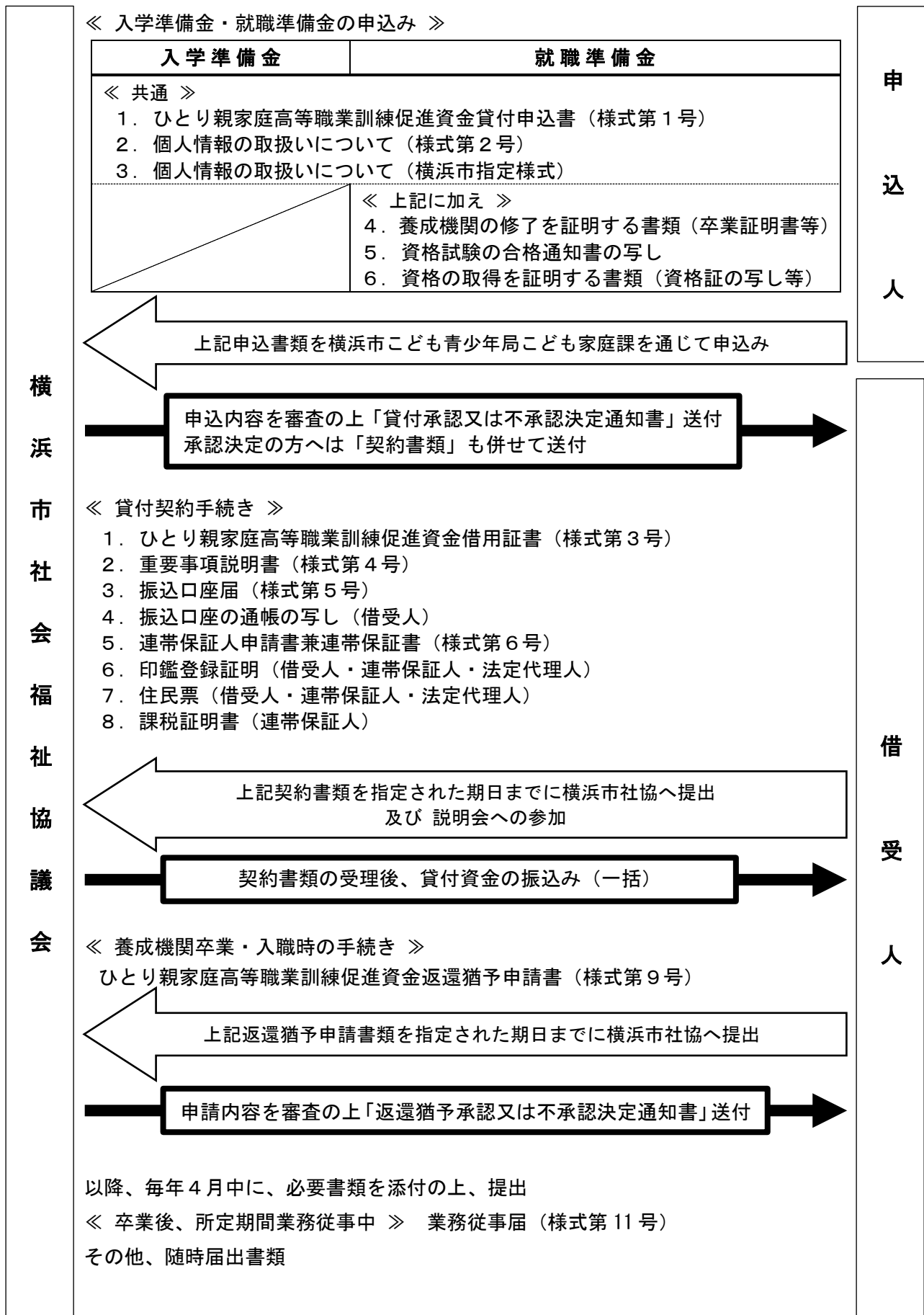
A 17. 概ね月 4 日以上とします。月 4 日に満たない場合は、その理由を報告書に記入の上、提出してください。特別な理由なく求職活動を怠った場合は、返還を求めることがありますのでご注意ください。

《 その他 》

Q 18. 申込みのときは連帯保証人を立てられなかったが、連帯保証人になってくれる人が見つかりました。契約期間の途中でも連帯保証人を立てられますか？

A 18. 契約期間の途中でも連帯保証人を立てられます。連帯保証人の要件をご確認いただき、連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第 6 号）にて申請してください。

第 11 章 申込みから返還または返還免除までの各種手続きと流れ



資料編

(1) 申請書類（記入例）

様式第3号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書	23
様式第4号	重要事項説明書	25
様式第5号	振込口座届	27
様式第6号	連帯保証人申請書兼連帯保証書	29
様式第7号	貸付契約解除届	31
様式第8号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書	33
様式第9号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	35
様式第10号	養成機関在学届	37
様式第11号	業務従事届	39
様式第12号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	41
様式第14号	業務廃止届	43
様式第16号	従事先変更届兼業務従事証明書	45

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付運営要綱



記入例

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書

令和 ● 年 8 月 1 日

横浜市社会福祉

【借受人】

フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭和 ・ 平成 ● 年 10 月 9 日 生 (満 19 歳)		
住 所	〒123-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△		
電話(自宅)	なし	携帯電話	090-2222-△△△△

注1) 収入印紙について

借入額により印紙額が異なります。『貸付金の交付の章』をご確認ください。

※収入証紙とは異なります。お間違いのないようご注意ください。

私は、横浜市社会福祉
より、資格取得に向
な業務に従事すること
資金は上記規則等に依

注2) 「借受人」「資金の種類及び借用金額」欄について

申込内容をもとに本会で決定した内容を印字しています。内容に変更がある場合は、本会にご連絡ください。

例) 住所変更した、借入金額を変更したい 等

【資金の種類及び借

資金の種類	入学準備金	借用金額	総額 500,000 円
契約期間	令和●年4月～令和●年3月		

借受人 住 所 〒123-△△△△
(自署) 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

花子

親権者・後見人 住 所 〒123-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 太郎

太郎

注3) 署名・捺印について
それぞれが自筆で署名の上、
印鑑は実印を使用してくださ

い。
なお、申込者が未成年の場合
は、法定代理人全員分の署名
捺印が必要です。

借受人との関係 父

住 所 〒123-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 道子

道子

借受人との関係 母

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務の一切を負担いたします。

連帯保証人 住 所 〒123-△△△△
(自署) 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 太郎

太郎

借受人との関係 父

連帯保証人※1 住 所 〒
(自署)

氏 名

(実印)

借受人との関係

(※1) 複数名いる場合は、ご署名・捺印ください。

重要事項説明書

横浜市社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

注1) 様式の印刷について

A4用紙に両面印刷してください。

1面と2面が別々の用紙にならないようご注意ください。

必ず以下のすべての事項をご確認の上、署名捺印をお

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、養育期間に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、同事業訓練促進資金を貸付けることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

2. 借受人について（規則第9条から第12条及び第16条）

借受人は借受けの目的に即し資金を使用し、修学に勤しむよう努めてください。また、卒業後、横浜市内等で取得した資格が必要な業務に従事するよう努めてください。やむを得ない理由なく、これに従わない場合、貸付契約の解除・返還の履行猶予の解除となる場合がありますので、ご注意ください。

また、借受人は、関係機関の支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めてください。

なお、万一借受人が死亡した場合、債務は相続人に相続される場合があります。

3. 連帯保証人（規則第5条）

連帯保証人は、貸付金の返還について借受人と同等の義務を負っています。借受人からの返還が滞った場合、連帯保証人は債権者である横浜市社会福祉協議会から返還の請求をされることになります。請求された連帯保証人は、借受人の返済能力の有無にかかわらず請求に応じて支払う義務があります。

また、借受人が修学及び就労に努めるようご指導・ご協力ください。

4. 資金の種類及び貸付金額等（規則第4条）

種類及び貸付額は以下のとおりとします。

(1) 入学準備金 500,000 円以内

(2) 就職準備金 200,000 円以内

貸付金の利子は無利子とします。ただし、連帯保証人が立てられない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとします。

5. 貸付契約の解除等（規則第9条）

下記項目のいずれかに該当した場合、貸付契約を解除します。

(1) 養成機関在学中に、訓練促進給付金の受給資格を喪失したとき

(2) 死亡したとき

(3) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(4) 借受人が訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

6. 債務の返還免除（規則第10条）

下記項目のいずれかに該当した場合、債務の返還を免除します。

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き従事したとき

(2) (1)の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

7. 債務の返還（規則第11条）

下記項目のいずれかに該当した場合、債務を返還していただきます。

(1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき

(2) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き従事しなかったとき

(3) 養成機関を修了し、かつ、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意思がなくなったとき

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

記入例

返還方法は、月賦、半年賦、又は年賦の均等払いにて返還してください。ただし、全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができます。

返還計画のとおり返還がなされない場合は、返還金の督促等を行うことがあります。

8. 届け出義務（規則第14条）

下記項目に該当する場合は、速やかに届出を提出してください。

- (1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名、勤務先等に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 借受人が債務の返還猶予を受けている期間中に従事先を変更した、又は従事を辞めたとき
- (4) 借受人が死亡したとき

9. 即時返還（規則第15条）

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 訓練促進資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
- (4) 返還計画に基づく返還を行わない行為を2度繰り返したとき

10. 延滞利子（規則第17条）

返還期日までに全額返還されなかった場合は、返還期日の翌日から返還日までの期間に応じて、未返還額につき年3パーセントの割合で延滞利子を徴収します。

11. 担当所管課・苦情対応

(1) 実施団体

連絡先： 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階

TEL: 045-201-2219 / FAX: 045-201-1661

受付時間： 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

土曜日、日曜祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

(2) 苦情窓口

連絡先： 上記連絡先（苦情受付担当）

※本会苦情解決規則 (<http://www.yokohamashakyo.jp/iken/kujo-kisoku.html>)

【説明確認欄】

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付に係る契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け、同意します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

申込人 氏 名 桜木 花子

注2) 署名・捺印について
それぞれが自筆で署名の上、
印鑑は実印を使用してください。

なお、申込者が未成年の場合は、
法定代理人全員分の署名
捺印が必要です。

人 氏 名 桜木 太郎

人※1 氏 名 桜木 道子

氏 名 桜木 太郎

連帯保証人※1 氏 名 (印)

花子
(印)

太桜
郎木
(印)

道子
(印)

太桜
郎木
(印)

※1 複数名いる場合は、ご署名・捺印ください。

記入例

振込口座届

令和 ● 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

申出の事由	新規 2 口座の変更 3 その他 ()
フリガナ	サクラギ ハナコ
氏 名	桜木 花子
住 所	〒123-△△△△ TEL 090-2222-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

訓練促進資金の貸付金について、下記口座に振り込んでください。

(振込先口座)

金融機関名	桜木 信用金庫				支 店 名	野毛 支店			
コ ー ド	0	0	0	0	コ ー ド	1	1	1	
口座の種類	1 普通預金 2 当座預金 3 その他 ()								
口 座 番 号	△	△	△	△	△	△	△	※右詰でご記入ください	
フリガナ	サクラギ					ハナコ			
口 座 名 義	(姓) 桜木					(名) 花子			

(添付書類) 通帳の写し (振込先口座の内容が記載されている部分)

(注1) 借受人の氏名と振込先の口座名義人とが一致すること。

(注2) 口座番号は右詰でご記入ください。

注1) 口座名義について
借受人ご本人名の口座をご用意ください。

記入例

連帯保証人申請書兼連帯保証書

令和 年 月 日

注1) 様式の印刷について

A4用紙に両面印刷してください。

1面と2面が別々の用紙にならないようご注意ください。

所 〒123-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子



電話番号 090-2222-△△△△

下記のとおり連帯保証人を(新規)・変更)申請したいので、ご承認ください。

【新規・変更後の連帯保証人】

フリガナ	サクラギ タロウ	生年月日	昭和 平成 ● 年 4 月 4 日生
氏 名	桜木 太郎		
住 所	〒123-△△△△ TEL 045-1111-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△		
借受人との関係	父	携帯電話	090-5555-△△△△
勤 務 先	(名称) 株式会社〇△商事 横浜営業所 (所在地)〒111-△△△△ TEL 045-999-△△△△ 神奈川県横浜市旭区〇〇町△-△		
職 業	営業		

【変更前の連帯保証人】

氏 名	
変 更 理 由	

注2)「連帯保証書」欄について
連帯保証する方が自筆で署名の上、実印にて押印してください。

連 帯 保 証 書

令和 年 月 日

住 所 〒123-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 太郎



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付金について、借受人 桜木 花子 と
連帯してその債務を負担します。併せて、裏面の個人情報の取扱いに関して同意します。

個人情報の取扱いについて

横浜市社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

社会福祉法人横浜社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等関係法令に基づき、社会福祉法人横浜社会福祉協議会の保有する個人情報の保護に関する規程（以下、「規程」という。）を定めています。ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下、「本事業」という。）においても規程に則り下記のとおり運用します。

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、本事業の利用状況について正確に把握し、適切に行うことを目的として個人情報を提供・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを適法かつ適切な方法により取得します。

28

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記 1 による利用目的の範囲内として、本会の事業担当者が利用することを原則とします。ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の関係機関（者）との間で個人情報を提供・収集し又は共有することがあります。

(1) 市区町村行政等の機関

申込み内容等の事実確認のため、申込人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供し又は照会をすることがあります。また、転居した場合の事実確認等のために、転入出先市区町村等への個人情報の提供又は照会をすることがあります。なお、本事業に関する事業の実施状況等の報告のため、横浜市と個人情報を共有します。

(2) 養成機関・従事先施設・就労支援機関等

返還猶予や返還免除の要件に関わる適否を確認するため、借受人の在籍する養成機関及び就労先の施設等より借受人の修学及び就労状況に関する情報等の提供を受けます。

(3) 各種金融機関

貸付金の交付及び返還金の口座振替・払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4. 個人情報の事業目的外への利用の制限

本事業を通じて収集・取得した個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ることなく、事業の目的以外に利用すること、及び上記 3 による場合を除き、第三者への提供は行いません。ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、予め同意を得ることなく事業目的の以外への利用、第三者への提供を行うことがあります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し、個人データとして事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

6. 本会職員等の義務について

本会の従事者（退職者も含む）は業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。

※本会個人情報保護に関する方針 (<https://www.yokohamashakyo.jp/kojin-joho/>)

【同意について】

訓練促進資金借受人の連帯保証に伴い、各種提出書類に記載した個人情報について、本書及び横浜市社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意のうえ、表面「連帯保証書」欄に署名捺印ください。

記 入 例

貸 付 契 約 解 除 届

令和 ● 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

(申請者)

住 所 〒123-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

電 話 番 号 090-2222-△△△△

借受人との関係 本人

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付契約の解除したく届け出ます。

借受人番号	25 KN 000	借受人氏名	桜木 花子
資金の種類	入学準備金		
解 除 理 由	令和●年●月●日に入籍し、ひとり親でなくなったことから、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の受給資格を喪失したため、貸付契約の解除を申し出ます。 辞退理由を記入してください。		

(注) 届出により貸付契約が解除された月の翌月より返還が始まります。契約解除後も引き続き養成機関に在学される場合は、返還猶予が申請できますので、併せて手続きをしてください。

記入例

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

注1) 返還計画書の提出について

返還事由発生後、1か月以内にご提出ください。手続きが滞る場合は、本会が決定した返還方法・期間にて返還いただきますので、ご注意ください。

〒123-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

桜木 花子

090-2222-△△△△

借受人との関係 本人

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金を返還したく申請します。

借受人番号	25 KS 000-000	借受人氏名	桜木 花子
返 還 事 由 発 生 年 月 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日		
返 還 事 由 ※該当事由に ☑をつける	☐ 1 貸付契約が解除された（養成機関在学中に、訓練促進給付金の受給資格喪失、死亡、貸付契約の解除を申し出た等） ☐ 2 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から、1年以内に横浜市内等において取得した資格が必要な業務に従事しなかった ☒ 3 横浜市内等において取得する資格が必要な業務に従事する意思がなくなった ☐ 4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった ☐ 5 その他		
説 明 ※具体的に	横浜市外（横須賀市）の従事先に勤務しているが、通勤の利便性のため、従事先の近く（横浜市外）に転居することにした。従事先と住居がともに横浜市外となるため返済します。		
返 還 額	借入総額①	700,000 円	
	返還済額②	0 円	
	返還免除額③	0 円	
	返 還 額	①－②－③＝ 700,000 円	
返 還 方 法	返 還 方 法	1. 月賦 2. 半年賦 3. 年賦 4. その他（ ）	
	返 還 回 数	46 回	
	1 回の返還額	15,000 円（初回※2 25,000 円）	
連帯保証人	住所	〒123-△ TEL 090-5555-△△△△	
	氏名		
連帯保証人※3	住所		
	氏名		

注3) 「1回の返還額」について

『返還額』÷ 返還回数＝『1回の返還額』

※端数は、初回時に上乗せしてください。

※貸付元金のみ計算してください。利子は本会にて計算処理を行います。

(※1) 返還期間は最長5年（60か月）です。

(※2) 1回あたりの返還額に端数が生じた場合は、初回の返還額に加算することとし、この欄に加算した額を記入してください。

(※3) 連帯保証人が複数名いる場合は、記入してください。

記入例

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

注1) 様式の印刷について

A4用紙に両面印刷してください。

1面と2面が別々の用紙にならないようご注意ください。

〒123-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

電話番号 090-2222-△△△△

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練係

注2)「申請期間」欄について

各猶予事由に認められている最長期間にて申請することができます。返還猶予の章をご確認ください。

借受人番号	25 KN 000
資金の種類	入学準備金・就職準備金
借入総額	500,000 円
申請期間	令和 ● 年 ● 月 ● 日～ 令和 ● 年 ● 月 ● 日
申請理由 ※該当番号に☑をつける ()内の該当理由にも○をつける	☐ 1 貸付契約解除後、又は当該養成機関を卒業後、さらに資格取得を目指し、養成機関在学中 <裏面 添付書類①> ☒ 2 横浜市内等において取得した資格が必要な業務に従事中 <裏面 添付書類②> ☐ 3 やむを得ない事由による(災害、疾病、負傷、出産・介護・人事異動ほか) <裏面 添付書類③> ☐ 4 その他
説明 ※具体的に	取得した看護師資格が必要な業務に従事するため

申請理由 1 を選択された方は記入のこと

養成機関名		
学科・課程名	注3)「申請理由1」の場合 本項目への記入のほか、①養成機関在学届、(学年在学中)	
入学年月		年 月卒業予定
取得資格		

申請理由 2 を選択された方は記入の上、従事先施設長等の署名捺印のこと

法人・施設名称	医療法人桜〇会 野〇山病院	
所在地	〒999-△△△△ 横浜市神奈川区〇〇町△-△	TEL 045-999-△△△△
従事開始日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	注4)「申請理由2」の場合 勤務地(配属先)の情報を記載してください。
従事にあたり必要な資格	看護師	

記入例

上記のとおりであることを証明します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

(従事先)

法人・施設名

注5)「従事先の証明」欄について
従事先の法人もしくは施設の代表
者による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印等を使用し、
個人印は認められません。

医療法人桜○会 野○山病院



(印)

施設長職名及び氏名

病院長 桜○ 太郎

返還猶予について

以下の理由に該当する場合は、返還猶予申請を行うことができます。

猶予理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還猶予について〉

横浜市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第12条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第9条第1項第1号又は第3号、若しくは第9条第2項に該当し、訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成機関に在学しているとき
- (2) 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関等において修学しているとき

2 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 第10条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

〈添付書類〉

①規則第12条第1項第1号及び第2号に該当する者

- ・養成機関在学届(様式第10号)
- ・在学証明書

②規則第12条第2項第1号に該当する者

- ・業務従事届(様式第11号)

③規則第12条第2項第2号に該当する者

- ・当該事実を証明する書類

記入例

養成機関在学届

令和 ● 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

借受人番号 25 KN 000

住 所 〒123-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

電話番号 090-2222-△△△△

下記のとおり在学していることを届け出ます。

養成機関 及び課程名	桜〇〇看護学校 看護学科
所在地	〒000-△△△△ TEL 045-000-△△△△ 横浜市西区〇〇町△
修学期間	令和 ● 年 ● 月 から 令和 ● 年 ● 月まで

(添付書類) 養成機関の発行する在学証明書

記入例

業務従事届

令和 年 月 日

注1) 様式の提出について
取得した資格が必要な業務に従事した2年
目から毎年4月に提出いただきます。
提出する年度の前年度の就労実績を報告す
る大切な書類です。

25 KN 000

〒123-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

電話番号 090-2222-△△△△

下記のとおり取得した資格が必要な業務に従事したことを届け出ます。

取得資格	資格名	看護師
	登録番号	〇〇〇〇〇〇〇
	登録日	令和 年 月 日
法人及び施設・事業所名称	医療法人桜〇会 野〇山病院	
所在地	〒999-△△△△ 横浜市神奈川区〇〇町△	
施設等種別	医療機関	
職 種	看護師	
従事期間	① 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日まで	
	② 1日の平均勤務時間※1: 8 時間 00 分	
	③ 1月の平均勤務日数 : 20 日 (有給休暇含む)	
休職期間	注3)「休職期間」「休職事由」 従事先で認められた期間・事由を記入してくだ さい。	
休職事由		

(※1) 休憩時間を除いた時間で平均時間を記入してください。

(注1) この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設長等が発行する勤務証明書に代えることができます。

(注2) 毎年4月に提出が必要です。

業務従事証明書

注4)「従事先の証明」欄について
従事先の法人もしくは施設の代表
者による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印等を使用し、
個人印は認められません。

令和 年 月 日

(従事先)

法人・施設名

医療法人桜〇会 野〇山病院

施設長職名及び氏名

病院長 桜〇 太郎



(印)

記入例

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書

令和 ● 年 4 月 25 日

注1) 様式の印刷について

A4用紙に両面印刷してください。

1面と2面が別々の用紙にならないようご注意ください。

〒123-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

電話番号 090-2222-△△△△

借受人との関係 本人

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の免除を申請します。

借受人番号	25 KN 000	借受人氏名	桜木 花子
資金の種類	入学準備金・就職準備金		
申請理由 ※該当番号に☑をつける	☒ 1 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において所定期間引き続き取得した資格が必要な業務に従事した ☐ 2 業務上の事由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった ☐ 3 死亡又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還できなくなった ☐ 4 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難と認められ、履行期限後に返還を請求した日から5年以上経過した ☐ 5 横浜市内等において、1年以上取得した資格が必要な業務に従事した		
申請内容	借入総額①	500,000 円	
	返還済額②	0 円	
	返還免除額	①-②= 500,000 円	

(注1)

(注2)

申請

注2)「求職期間」について

期間中に返還免除の申請はできません。必ず就業した状態で5年間の期間満了を迎えるものとします。

状況に応じて個別に判断するものです。詳

従事先①	施設	〒123-△△△△ TEL 045-999-△△△△	
	所在地	横浜市神奈川区〇〇町△-△	
	職	看護師	
	従事期間	令和 ● 年 4 月 1 日～令和 ● 年 3 月 31 日まで／現在まで (うち休職期間 令和 ● 年 3 月 1 日～令和 ● 年 3 月 31 日まで)	
求職期間		令和 ● 年 4 月 1 日～令和 ● 年 5 月 31 日まで／現在まで	
従事先②	施設名称	社会福祉法人みなと〇会 みなと〇〇保育園	
	所在地	〒777-△△△△ 横浜市西区〇〇町△-△	
	職種	看護師	
	従事期間	令和 ● 年 6 月 1 日～ 年 月 日まで／現在まで (うち休職期間 年 月 日～ 年 月 日まで)	

注3)「現在まで」
免除申請日(様式右上日付を指します。)

(注3) 産休等休職期間について、雇用が継続されている場合は「従事期間」に含めて記入してください。

記入例

返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

免除理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還免除について〉

横浜市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則より

(返還の債務の当然免除)

第 11 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 訓練促進資金

ア 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に就職し、横浜市内において、取得した資格が必要な業務に、5 年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。）従事したとき。
ただし、横浜市内に居住している期間内においては、横浜市内で業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入するものとする。

イ アに規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に規定する範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額の全部又は一部

(2) 略

(3) 第 11 条第 1 項第 1 号の ア に規定する業務に 1 年以上従事したとき
返還の債務の額の一部

〈添付書類〉

- ①規則第 11 条第 1 項第 1 号の ア に該当する者
 - ・業務従事届（様式第 11 号）
- ②規則第 11 条第 1 項第 1 号の イ に該当する者
 - ・労働災害の認定を証明する書類
 - ・死亡届（様式第 13 号）
 - ・死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ③規則第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者
 - ・死亡届（様式第 13 号）
 - ・死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ④規則第 14 条第 1 項第 3 号に該当する者
 - ・業務従事届（様式第 11 号）

〈留意事項〉

第 11 条第 1 項第 1 号の イ でいう「心身の故障のため業務を継続することができない」とは、長期にわたり就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。
第 14 条第 1 項第 1 号については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。
第 3 号については、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しません。

業 務 廃 止 届

令和 ● 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

借受人番号 25 KN 000

住 所 〒123-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

電 話 番 号 090-2222-△△△△

下記のとおり取得した資格が必要な業務に従事しなくなったので届け出ます。

【最終従事先】

法人名及び施設・事業所名称	医療法人桜〇会 野〇山病院
所 在 地	〒999-△△△△ TEL 045-999-△△△△ 横浜市神奈川区〇〇町△-△
職 種	看護師
業務廃止年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
業務廃止理由	親の介護を行うため、横浜市外（北海道）へ転居する

従事先変更届兼業務従事証明書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

注1) 様式の提出について
転職や法人内での異動があった場合は、
変更後1月以内に手続きを行ってください。

25 KN 000

〒123-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

電 話 番 号 090-2222-△△△△

下記のとおり従事先を変更したので届け出ます。

変 更 前	法人名及び施設・事業所名称	医療法人桜〇会 野〇山病院	
	所 在 地	〒999-△△△△ TEL 045-999-△△△△ 横浜市神奈川区〇〇町△-△	
	異動・退職日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	
変 更 後	法人名及び施設・事業所名称	医療法人よこはまみな〇会 大〇山診療所	
	所 在 地	〒888-△△△△ TEL 045-888-△△△△ 横浜市港北区〇〇町	
	入 職 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	

(注1) 原則、「異動・退職日」と「入職日」

(注2) この様式で証明を得ることが難しい場合には、施設長等が証明する勤務歴を記載してください。

注2)勤務地(配属先)の情報を記載してください。

業 務 従 事 証 明 書

上記のとおりであることを証明します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

(変更後の従事先)

法人・施設名

医療法人よこはまみな〇会
大〇山診療所

長職名及び氏名

院長 大〇山 次郎

注3)「従事先の証明」欄について
従事先の法人もしくは施設の代表
者による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印等を使用し、
個人印は認められません。



(印)

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則

(平成 29 年 1 月 30 日制定)

改正	平成 30 年 1 月 26 日	令和 3 年 3 月 17 日
	令和 3 年 12 月 1 日	令和 4 年 12 月 28 日
	令和 6 年 1 月 22 日	令和 7 年 1 月 27 日
	令和 7 年 6 月 30 日	

(目的)

第 1 条 この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「高等職業訓練促進給付金」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金に基づき実施される横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）のことをいう。

2 この規則において「未成年者」とは、18 歳未満、かつ婚姻歴がない者をいう。

3 この規則において「資格」とは、横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日ここ第 1108 号制定）第 5 条に規定する資格のことをいう。

4 この規則において「プログラム」とは、横浜市母子・父子自立支援プログラム策定事業に基づき作成されるもので、原則、横浜市母子・父子自立支援プログラム策定事業を横浜市から受託している横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの策定員により策定されたものをいう。

(貸付対象)

第 3 条 貸付けを受けようとする者（以下「申込人」という。）は、横浜市内に居住するひとり親家庭の者であって、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）

ア 訓練促進給付金の支給を受ける者

イ 養成機関修了後、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする意志を有する者

(2) 住宅支援資金

ア 児童扶養手当の支給を受ける者又は同等の所得水準にある者で、生活保護受給者でない者

なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場

合であっても1年以内の者については対象とする。

イ 居住する住宅の家賃等の賃料を負担している者

ウ プログラムの策定を受け、自立に向けて就職活動及び就業等を意欲的に行う意志を有する者

(資金の種類及び貸付額等)

第4条 種類及び貸付額は以下のとおりとする。

(1) 入学準備金 500,000 円以内

訓練促進給付金の支給を受ける者

(2) 就職準備金 200,000 円以内

養成機関の課程を修了し、資格を取得した者

(3) 住宅支援資金 月額 70,000 円以内とし、12 か月を上限とする。ただし、貸付契約期間内にプログラムの目標を達成できなかった場合において、やむを得ない事由があると認められるときは、3 か月の延長ができるものとする。

2 連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は返還債務の履行猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとする。ただし、住宅支援資金の貸付けにおいては連帯保証人の有無によらず無利子とする。

(連帯保証人)

第5条 申込人は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合であっても、貸付けを受けることができるものとする。

2 前項の連帯保証人は、行為能力者であり、債務を弁済する資力を有する成年者でなければならない。

3 申込人が未成年者の場合は、法定代理人を連帯保証人とする。

(貸付けの申込み)

第6条 申込人は、貸付けを受けようとする理由を証明する書類を添付して横浜市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申し込まなければならない。なお、訓練促進資金の申込は以下の期間内とする。

(1) 入学準備金にあつては、養成機関に入学した日の属する月から起算して6か月以内

(2) 就職準備金にあつては、養成機関を修了した日の属する月から起算して6か月以内、かつ資格試験に合格した日の属する月から起算して6か月以内

(貸付けの決定)

第7条 会長は、第3条に規定する要件を備えた者から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 会長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨申込人に通知し、貸付け可とした者（以下「借受人」という。）と貸付契約を締結するものとする。

(貸付方法)

第8条 資金の交付は、原則として口座振替により行い、回数は以下のとおりとする。

- (1) 訓練促進資金は、原則として一括で行うものとする。
 - (2) 住宅支援資金は、原則として月ごとの分割により行うものとする。
- ただし、特別の事情があるときは、他の方法により交付することができる。

(貸付決定の変更)

第9条 会長は、住宅支援資金の借受人から以下の事由により貸付決定の変更の申込みがあったときは、その内容を審査し、貸付契約内容の見直しを行うものとする。

- (1) 家賃等の変更が生じたとき
 - (2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金等、家賃の補助を目的とした制度（以下「類似制度」という。）を併用する借受人が、契約期間中に当該類似制度の決定金額の増減や利用期間の変更の決定を受けたとき
 - (3) 契約期間中の借受人が、その期間中に新たに類似制度の給付等決定を受けたとき
- 2 会長は、前項により貸付契約の内容に変更が生じたときは、その旨借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸付契約の解除・貸付けの休止)

第10条 会長は、借受人が次の各号の一に該当することとなった場合は、その契約を解除するものとする。

- (1) 訓練促進資金の借受人が、養成機関在学中に訓練促進給付金の受給資格を喪失したとき
 - (2) 横浜市外に転居したとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 住宅支援資金の借受人が、婚姻（事実婚を含む）によりひとり親でなくなったとき
 - (5) その他資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 会長は、借受人が資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、住宅支援資金の借受人がやむを得ない事由により居住する住宅を一時的に退去し、家賃等が発生しないときは、退去する日の翌日から再入居する日の前日まで住宅支援資金の貸付けを休止するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第11条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 訓練促進資金
 - ア 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内において、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。）従事

したとき。ただし、横浜市内に居住している期間内においては、横浜市内で業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入するものとする。

イ アに規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 住宅支援資金

ア 現に就業していない者が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職し、又は就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。）就業したとき。

イ アに規定する就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき。

(返還)

第12条 借受人が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、5年（第13条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）以内に、貸付けを受けた資金を全額返還しなければならない。

(1) 資金の貸付契約が解除されたとき（ひとり親家庭住宅支援資金貸付運営要綱第9条第2項に該当する資金を除く。）

(2) 訓練促進資金の借受人が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第11条第1項第1号のアに規定する業務に従事しなかったとき、又は業務に従事する意志がなくなったとき

(3) 住宅支援資金の借受人が、貸付け終了後1年が経過したとき

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 返還は、月賦、半年賦、又は年賦の均等払いの方式によるものとする。ただし、訓練促進資金の借受人又は連帯保証人がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第10条第1項第1号又は第5号、若しくは10条第2項に該当し、訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成機関に在学しているとき

(2) 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関等において修学しているとき

2 会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 訓練促進資金の借受人が、第11条第1項第1号のアに規定する業務に従事してい

るとき

- (2) 住宅支援資金の借受人が、第 11 条第 1 項第 2 号のアに規定する就業を行っているとき
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に規定する範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上 経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務に 1 年以上従事したとき
返還の債務の額の全部

(借受人等の届出義務)

第 15 条 借受人又は連帯保証人は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに、会長に届出を出さなければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 第 13 条第 2 項第 1 号又は第 2 号により返還の債務の履行の猶予を受けている者が、当該猶予期間中に従事先を変更した、又は従事を辞めたとき
- (4) 借受人が死亡したとき

(即時返還)

第 16 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当すると認めたときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、即時返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により貸付けを受けたとき
 - (2) 資金を貸付けの目的外で使用したとき
 - (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
- 2 会長は、借受人が返還計画に基づく返還を行わない行為を 2 度繰り返したときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部につき、即時返還を請求することができる。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定により請求を受けた借受人は、会長が定める期限及び返還方法により返還しなければならない。

(借受人等の責務)

第 17 条 借受人は、横浜市母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 借受人及び連帯保証人は、会長から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(延滞利子)

第 18 条 会長は、借受人が正当な理由なく資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき貸付契約時の法定利率の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費としてこれを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

(財政措置等)

第 19 条 本規則に基づく事業の実施に必要な費用は、横浜市が全額補助する。

(会計経理)

第 20 条 この事業に関する会計処理にあたっては、会計経理を明確にしなければならないものとする。

2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する会計に繰り入れる。

3 この事業を廃止した場合、その時点において保有する補助金の残額及びその年度以降、毎年度、当該年度において返還された資金に相当する金額は横浜市に返還する。

(その他)

第 21 条 この規則に規定するほか、事業の実施に必要な事項については横浜市と協議の上、会長が決定する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行し、施行日以後に養成機関を修了し、又は入学した者から適用する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条については、令和 2 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項については、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 3 月 31 日以前については、従前の例によることとする。

附則

(施行期日)

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和 7 年 1 月 27 日から施行し、令和 6 年 8 月 1 日に遡及し適用する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和 7 年 6 月 30 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付運営要綱

(平成 29 年 2 月 1 日制定)

改正	平成 30 年 1 月 26 日	平成 31 年 2 月 14 日
	令和 2 年 2 月 19 日	令和 3 年 3 月 17 日
	令和 3 年 12 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則（平成 29 年 1 月 30 日制定。以下「規則」という。）に基づく事業の実施にあたり、必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規則の例による。

(貸付対象)

- 第 3 条 就職準備金の申込人においては、規則第 3 条第 1 項第 1 号のアに規定する「支給を受ける者」を「支給を、養成機関を修了する月まで受けていた者」と読み替えるものとする。ただし、在学する養成機関の修業が、訓練促進給付金の支給期間を超える場合は、「支給終了後も、養成機関を修了する月まで訓練促進給付金の支給要件をすべて満たす者」と読み替えるものとする。
- 2 貸付対象者の国籍は問わない。ただし、外国籍の場合は、申込時点の在留資格が、卒業後取得した資格が必要な業務に従事可能であることが確認できる「永住者」、「定住者」である者を貸付対象者とする。

(貸付金の限度額)

第 4 条 訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金その他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるもので、規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する金額の範囲内であれば、入学金等養成機関等に対する納付金の額の如何を問わず、申込人の希望する額を貸付けることができる。ただし、10 万円単位とする。

(連帯保証人の資格)

- 第 5 条 規則第 5 条第 1 項に規定する連帯保証人は、日本国内に居住する貸付申請時に 20 歳以上で、原則として 65 歳未満の独立の生計を営む等、安定した収入がある者で、外国籍の場合は、在留資格が「永住者」である者とする。
- 2 規則第 5 条第 2 項に規定する「債務を弁済する資力」とは、前年の収入に対し課税されている者であって、以下に該当する場合は除外する。
- (1) 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者
 - (2) 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

(貸付けの申込み方法)

第6条 規則第6条に規定する訓練促進資金の貸付けの申込みは、横浜市こども青少年局を通じて行うものとする。

2 貸付けの申込みを行うときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申込書（様式第1号）
- (2) 個人情報の取扱いについて（様式第2号）
- (3) 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- (4) その他、会長が必要と認める書類

3 就職準備金の貸付けの申込みを行うときは、前項に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 訓練促進給付金の給付状況が確認できるもの
- (2) 養成機関の修了を証明する書類（卒業証明書等）
- (3) 資格の取得を証明する書類（資格証の写し等）

4 申込人が未成年者の場合は、法定代理人の同意を要する。

（貸付決定の手続き及び借用証書）

第7条 規則第7条第2項に規定する通知は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書により通知する。

2 申込人は、訓練促進資金の貸付けが決定したときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式第3号）
- (2) 重要事項説明書（様式第4号）
- (3) 振込口座届（様式第5号）
- (4) 連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第6号）
- (5) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (6) 借受人とその世帯全員分及び連帯保証人の現住所の住民票
- (7) 連帯保証人の前年の収入に係る課税状況を証明する書類（課税証明書等）

（貸付契約の解除）

第8条 借受人が、規則第10条第1項の各号の一、又は規則第10条第2項に該当することになったときは、貸付契約解除届（様式第7号）に当該届出の内容を証明する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

2 会長は、規則第10条第1項及び第2項の規定により訓練促進資金の貸付契約を解除したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除通知書により当該借受人及び連帯保証人に通知する。

（返還の債務の当然免除）

第9条 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により資格試験を受験できなかった場合又は資格試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の資格試験を受験する意思があると認めた場合、規則第11条第1項第1号のア及び規

則第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「養成機関を修了し、かつ資格取得した日」を「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。

- 2 規則第 11 条第 1 項第 1 号のア及び規則第 12 条第 1 項、規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する「他種の養成機関等における修学」とは、先に取得した資格に関連があり、より自立の促進が見込まれる資格取得のための修学であると会長が認めたものであること。
- 3 雇用が継続されている借受人が、休業等を取得する場合又は一旦離職した借受人が、再就職のために求職活動を行っている場合は、規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する「引き続き」当該業務に従事しているとみなし、当該休業等の期間又は求職活動期間に従事期間に含めるものとする。

(返還計画の申請)

第 10 条 規則第 12 条の規定により訓練促進資金を返還するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の返還計画に基づき、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還通知書により当該借受人及び連帯保証人に通知する。

(返還の債務の履行猶予の申請)

第 11 条 規則第 13 条の規定により返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第 9 号）を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者にあつては、養成機関在学届（様式第 10 号）及び在学証明書

(2) 規則第 13 条第 2 項第 1 号に該当する者にあつては、業務従事届（様式第 11 号）

- 2 会長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書により通知する。
- 3 規則第 13 条第 2 項第 3 号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、各場合において、返還の債務の履行が猶予される期間（以下「猶予期間」という。）及び当該事実を証明する書類は、当該各号に規定するとおりとする。ただし、いずれの場合においても、猶予期間については業務に従事したとはみなさない。なお、第 7 号に該当する場合については、返還額の一部の猶予についても認めるものとする。

(1) 出産、育児に係る次のア又はイの一に該当する場合

ア 出産、育児のため従事先を退職し、出産後、当該業務への再就職を希望する場合（ただし、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第 9 号）に再就職を希望する意思を有することを明記すること。）

(ア) 猶予期間

妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が 1 歳に達する日（1 歳に達する日において育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に

関する法律（平成3年法律第76号。以下「育休法」という。）第5条第3項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は1歳6か月に達する日、1歳6か月に達する日において同法同条第4項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は2歳に達する日）の属する月までの間とする。

(イ) 証明書類

医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類

イ 養成機関修了後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合

(ア) 猶予期間

卒業の日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（1歳に達する日において育休法第5条第3項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は1歳6か月に達する日、1歳6か月に達する日において同法同条第4項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は2歳に達する日）の属する月までの間とする。

(イ) 証明書類

医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類

- (2) 疾病、負傷等のため療養する必要がある、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合であって、規則第13条第2項第1号に規定する業務の従事先を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、当該業務への再就職を希望する場合（ただし、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第9号）に再就職を希望する意思を有することを明記すること。）

ア 猶予期間

- (ア) 疾病、負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。

- (イ) 医師が治癒に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治癒に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、疾病、負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、治療が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の期間満了後、就職活動等のため必要な期間については、さらに猶予することができる。ただし、この期間については、上記(ア)及び(イ)の期間が満了した日から1年を超えることができない。

イ 証明書類

医師の診断書（以下の(ア)から(ウ)に規定する事項が証明してあるもの）

(ア) 症状

(イ) 療養に要する期間

(ウ) 療養中は、業務に従事することが不可能であること

- (3) 同居する家族の予期することが難しい突発的な状況に限り、その介護や保育等のた

め従事先を退職し、当該事案の対応後、再就職を希望する場合

ア 猶予期間

通算して6か月以内とする。

イ 証明書類

状況がわかる書類、又は会長が必要と認める書類

- (4) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から、1年以内に当該業務に従事する意思があり、求職中の場合（ただし、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第9号）に就職を希望する意思を有することを明記すること。）

ア 猶予期間

原則として1年間とする。

イ 証明書類

求職活動状況報告書（様式第17号）、求職活動状況確認票（様式第18号）、その他当該事実を証明する書類

- (5) 就職先内定後、就職待機中の場合

ア 猶予期間

内定後待機期間中。ただし、1年間を超えないものとする。

イ 証明書類

内定通知書の写し（内定先が発行したもの）

- (6) 人事異動により、当該業務等に従事できなくなったとき

ア 猶予期間

通算して2年以内とする。

イ 証明書類

人事異動により当該業務に従事できなくなったことを証明する書類（従事先代表者による証明等）

- (7) 次のアからカの一に該当する場合

ア 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者

イ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

ウ 他に援助を行う者がいない母子又は父子家庭、父母のいない未成年者、老齢年金受給者等

エ 身体障害者等であって、その生活の現況が裁量免除との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

オ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき

カ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

(ア) 猶予期間

1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(イ) 証明書類

- a 所得に関する証明書等、無資力等の事実を証明する書類
- b 返還額の一部の猶予を申請する場合は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書（様式第 8 号）

4 会長は、借受人から前項の届出がない場合は、返還の債務の履行猶予を取り消すことができる。

（返還の債務の免除の申請）

第 12 条 規則第 11 条又は規則第 14 条の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（様式第 12 号）を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに該当する者にあつては、業務従事届（様式第 11 号）
- (2) 規則第 11 条第 1 項第 1 号のイに該当する者にあつては、労働災害の認定を証明する書類、死亡届（様式第 13 号）、死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- (3) 規則第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者にあつては、死亡届（様式第 13 号）、死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- (4) 規則第 14 条第 1 項第 2 号にあつては、当該事実を証明する書類
- (5) 規則第 14 条第 1 項第 3 号に該当する者にあつては、業務従事届（様式第 11 号）

2 規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する「引き続き」及び「年」の解釈については、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、第 3 項に該当する者にあつては、その限りでない。

- (1) 月を単位として継続していること
- (2) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上とする。

3 第 9 条第 3 項に規定する「当該業務に従事しているとみなし、従事期間に含める休業等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、その期間（以下「みなし期間」という。）は当該各号に規定するとおりとする。また当該事実を証明する書類は、第 1 項及び各号に規定するものとする。

- (1) 規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務の従事中に、出産休暇、育児休業を取得する場合

ア みなし期間

出産休暇に入る日の属する月の翌月（出産休暇に入る日が月の初日である場合は、出産休暇に入る日の属する月）から出産休暇又は育児休業が終了し復職する日の属する月の前月までの間とする。

イ 証明書類

業務従事届（様式第 11 号）、出産休暇、育児休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）又は医師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類

- (2) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続 1 月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る。）

ア みなし期間

介護休業を開始する日の属する月の翌月（介護休業を開始する日が月の初日である場合は、介護休業を開始する日の属する月）から介護休業を終了し復職する日の属する月の前月までの間とする。

イ 証明書類

業務従事届（様式第 11 号）、介護休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）

- (3) 疾病、負傷等のため療養する必要がある、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合であり、規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務の従事中に、病気休職等を取得する場合

ア みなし期間

(ア) 病気休職等を開始した日の属する月の翌月（病気休職等を開始した日が月の初日である場合は、病気休職等を開始した日の属する月）から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、みなし期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、みなし期間を承認することを妨げない。

(イ) 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が 3 月を超えると診断された場合に限る。）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月（病気休職等を開始した日が月の初日である場合は、病気休職等を開始した日の属する月）から 1 年間。ただし、みなし期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、みなし期間を承認することを妨げない。

イ 証明書類

業務従事届（様式第 11 号）、医師の診断書（以下の(ア)から(ウ)に規定する事項が証明してあるもの）又は病気休職等を取得していることを証明する書類（従事先が発行）

(ア) 症状

(イ) 療養に要する期間

(ウ) 療養中は、業務に従事することが不可能であること

- (4) 養成機関を修了し、かつ資格取得後、当該業務に従事したが、一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合

ア みなし期間

離職した日の属する月の翌月から、再就職した日の属する月の前月までとする。業務従事期間に算入する求職活動期間は、通算 1 年までとする。

イ 証明書類

業務廃止届（様式第 14 号）、求職活動状況報告書（様式第 17 号）、求職活動状況 確認票（様式第 18 号）、採用通知書（再就職先が発行）、その他当該事実を証明する書類

- 4 規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に

限り、個別に適用する。また、規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。

- 5 裁量免除の額は、規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務に従事した年数を 5 で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。
- 6 会長は、第 1 項の申請があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書により通知する。

(借受人等の届出)

第 13 条 規則第 15 条に規定する借受人等の届出は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に規定する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 規則第 15 条第 1 項第 1 号に該当するとき
住所・氏名等変更届(様式第 15 号)、住民票(当該届出の日から遡って 3 か月以内に発行されたもの)
- (2) 規則第 15 条第 1 項第 2 号に該当するとき
連帯保証人申請書兼連帯保証書(様式第 6 号)、新たに連帯保証人となるべき者の住民票及び印鑑登録証明書(当該届出の日から遡って 3 か月以内に発行されたもの)、前年の収入に係る課税状況を証明する書類(課税証明書等)
- (3) 規則第 15 条第 1 項第 3 号に該当するとき
従事先変更届兼業務従事証明書(様式第 16 号)、又は業務廃止届(様式第 14 号)
- (4) 規則第 15 条第 1 項第 4 号に該当するとき
死亡届(様式第 13 号)、死亡の事実を証明する書類

(手続未済者への通知)

第 14 条 会長は、訓練促進資金の貸付けが終了若しくは契約解除、又は規則第 13 条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、第 10 条、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項、第 12 条第 3 項に規定する書類を提出しない借受人に対して、提出期限を定め、書類を提出するよう通知する。

- 2 会長は、規則第 10 条第 1 項、又は規則第 10 条第 2 項、規則第 15 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に該当するにもかかわらず、届出を行わない借受人又は連帯保証人に対して、提出期限を定め、届出を行うよう通知する。

(連帯保証人への通知)

第 15 条 借受人が次の各号の一に該当するときは前条の規定は連帯保証人について準用する。この場合においては第 1 号の場合を除き、借受人に対し、連帯保証人に対して通知する旨を通知する。

- (1) 規則第 15 条第 1 項第 1 号による住所の変更届を怠っているとき
- (2) 第 14 条第 1 項又は第 2 項による提出期限を経過しても書類の提出又は届出がないとき

(最終確認書の送付)

第 16 条 第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項第 2 号による通知を 3 回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人又は連帯保証人に対しては、提出期限を定めて、訓練促進資金の手続きに関する最終確認書（以下「最終確認書」という。）を送付する。

(訓練促進資金の返還)

第 17 条 会長は、前条の最終確認書の送付後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人（ただし、規則第 13 条の規定による返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限る。）に対し、規則第 12 条に規定する訓練促進資金の返還について決定し、返還納入通知書により通知する。借受人は通知を受けた時点において、通知内容による返還義務を負うものとする。

(借受人等の調査)

第 18 条 会長は、貸付事業の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うものとする。

- (1) 行政機関
- (2) 借受人が在学し、又は卒業した養成機関
- (3) 連帯保証人
- (4) 規則第 13 条第 2 項第 1 号に規定する返還猶予の承認を受けた者が従事する勤務先
- (5) 横浜市母子家庭等就業・自立支援センター
- (6) その他関係機関

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 借受人等の現住所
- (2) 修学及び勤務状況
- (3) その他必要と認める事項

(督促等の事務処理)

第 19 条 督促、催告、不能欠損等訓練促進資金に係る債権の管理に関する事務処理については、規則及び運営要綱の規定によるもののほか、必要に応じて別途規定する。

(延滞利子の徴収)

第 20 条 規則第 18 条に規定する「正当な理由」とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき
- (2) 借受人と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「主たる生計維持者」という。）が、地方税法の規定による市町村民税の非課税者であるとき
- (3) 借受人又は主たる生計維持者が、災害、疾病、失業等により生計困難に陥り、返還

金を支払うのが困難と認められるとき

- (4) 納付期限までに返還金を支払うことができなかった原因が、借受人自身の責めに帰さないと認められるとき

(返還の完了)

第 21 条 訓練促進資金の返還が完了した後に、借受人及び連帯保証人に対して返還完了通知書を送付し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式第 3 号）を借受人に返還する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項については移行期間を設け、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項について、令和 3 年 3 月 31 日以前の貸付金については、なお従前の例によることとする。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

< 貸付事業に関するお問い合わせ先 >

実施団体： 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課
〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階
TEL 045-201-2219 / FAX 045-201-1661
E-mail k-shikin@yokohamashakyo.jp (訓練促進資金専用)
URL <https://bit.ly/3hmek3w>

受付時間： 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
※土曜日、日曜祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。